

令和 7 年 11 月 26 日

保護者各位

感染症による出席停止について

鏡原中学校
校長 望月 雄紀

医師の診察により下表の疾病と診断された場合は、学校保健安全法により、他の生徒に感染させるおそれなくなるまで出席停止となります。(欠席にはなりません)

感染症によって、登校再開時に必要な提出物が異なりますので下記をご確認ください。

記

	病 名	登校再開時に必要な書類
第1種	エボラ出血熱、ラッサ熱、特定鳥インフルエンザ、ジフテリア、ポリオ他	登校許可証明書 (医師による証明)
第2種	百日咳、麻しん(はしか)、風しん(三日はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)	罹患報告書 (保護者による報告)
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	インフルエンザ経過報告書 (保護者による報告)
	新型コロナウイルス感染症	— (証明書不要)
	髄膜炎菌性髄膜炎、結核	登校許可証明書 (医師による証明)
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、腸チフス、パラチフス、その他の感染症	登校許可証明書 (医師による証明)

※ 上記の第1種～第3種の分類は、学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症の種類による

※ 学校ホームページに「登校許可証明書(医師による)」「罹患報告書(保護者による)」「インフルエンザ経過報告書」の様式を掲載しています。お手元にない場合は、ダウンロードしてお使いください。